

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 短期前払費用の特例について

法人(個人)が支払う費用の中には契約に基づいて年払いするものがある場合があります。また決算対策の一環で数か月分の費用をまとめて支払ったりする場合も考えられます。このような費用を短期前払費用といいます。この費用は原則として、サービス提供の期間に応じて経費となるため、支払った金額の一部が当期の経費になります。ただし、一定の条件を満たせば支払った金額すべてを当期の経費にすることができます。今回はこの短期前払費用についての取扱いと法人税(所得税)および消費税への影響についてご紹介いたします。

### 1. 前払費用の原則的な取扱い

その年に支払った費用のうち、期末日までに役務の提供が終了しているものが当期の損金又は必要経費(経費)になります。例えば、3月決算法人が当年9月から翌年8月までの建物賃借料を年払いした場合、9月から3月までの7ヶ月分が当期の損金又は必要経費となり、4月から8月までの5ヶ月分は前払費用として資産に計上され翌期の損金又は必要経費となります。

### 2. 法人税法(所得税法)における特例

法人税法(所得税法)においても上記1の取扱いによって利益を計算することが原則ではありますが、次の①から⑤の要件を満たした場合には、特例として支払った費用の全額を当期の損金又は必要経費にすることが認められています。

- ① 一定の契約に基づき継続的にサービスの提供を受けるために支出した費用であること。つまり、等質・等量のサービスが契約期間中継続的に提供されるものであること。
- ② サービスの提供の対価であり、決算月において実際に支払が完了している費用であること。
- ③ サービスの提供を受ける期間が支払った日から1年以内であること。
- ④ その支払った金額を継続してその支払った日の事業年度の損金又は必要経費の額に計上していること。
- ⑤ 重要性の乏しい取引(利益に対するインパクトが低い比較的少額な費用)であること。

ただし、株式投資の資金とした借入金の利息のように、運用益と対応させる必要がある費用は上記①から⑤の要件を満たしていたとしても、支払時に全額を損金又は必要経費に算入することはできません。

### 3. 消費税法における取扱い

消費税法においては短期前払費用について、1の原則的な取扱いに従って処理した場合でも、2の①から⑤の要件を満たして処理した場合でも、その支出した日を含む年度の仕入税額控除(売上に係る消費税からマイナスする仕入に係る消費税)の対象として取り扱われます。

### 4. 具体例

以下の事例はいずれも3月決算法人となります。

事例1：家主との契約で当年4月1日から翌年3月31日までの家賃を当年3月31日に支払った。

事例2：取引先を招待する目的で来シーズンのプロ野球ボックスシートの予約席料を当年3月31日に支払った。

事例3：取引先を招待する目的で翌年1月に1週間興行されるコンサートチケットを当年3月31日に現金で購入した。

事例1および2は短期前払費用の特例に該当するため、全額を当期の費用に計上することができます。事例3は一定の時に特定のサービスを受けるための費用であるため短期前払費用の特例には該当しません。したがって、当期においては損金又は必要経費に計上できず、実際にサービスの提供を受ける翌年1月に損金又は必要経費(経費)として計上することになります。

### 5. 留意点

短期前払費用の特例を利用することで1年分又は数ヶ月分の費用をまとめて経費にすることができます。一見すると決算における節税対策として有効に思えますが、2年目以降は初年度と同程度の額の費用を継続して経費にすることになるため、決算対策として節税効果があるのは初めて適用を受ける年分だけとなります。またこの費用を每期決算時に一括で支払うため、資金繰りの悪化要因となることも念頭に置く必要があります。